

1. 国民健康保険税率改正について

(1) 標準保険税率と清須市税率 3 方式の差を 1/2 に縮める。

【理由】

- 標準保険税率との差が例年と比較して少ないため、差を縮めておく必要がある。
- 令和 2 年中の個人所得等が減少する見込みのため、標準保険税率との差が少ない状況においても、令和 2 年度相当の財源を確保する必要がある。

■ 県標準保険税率と各年度税率比較

1		R1 本市 ①	R2 標準 ②	差 (②-①) A	R2 本市 ③	差 (②-③) B
	所得割	8.54%	11.44%	2.90%	9.10%	2.34%
均等割	35,100円	48,567円	13,467円	38,000円	10,567円	
平等割	30,400円	32,122円	1,722円	30,500円	1,622円	
2		R2 本市 ④	R3 標準 ⑤	差 (④-⑤) C	R3 本市 ⑥	差 (⑤-⑥) D
	所得割	9.10%	10.69%	1.59%	9.90%	0.79%
均等割	38,000円	45,818円	7,818円	42,100円	3,718円	
平等割	30,500円	29,594円	-906円	31,200円	-1,606円	

(2) 資産割を令和 2 年度税率の 1/2 を減する。

【理由】

- 県が示す 3 方式 (所得・均等・平等割) にする必要があるが、全廃すると個人所得等が減少見込みの中、資産割での財源確保が出来ないと一定の財源を確保が困難となるため。
- 次年度の個人所得等の状況を確認し、3 方式のみで例年相当の財源確保が可能な場合、令和 4 年度税率改正時に資産割の全廃を検討する。

■ 本市資産割税率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資産割税率	35.24%	28.18%	21.13%	10.57%	0.00% (予定)
前年比		▲7.06%	▲7.05%	▲10.56%	▲10.57% (予定)

2. 近年の標準保険税率の状況

- 医療分については、年々減少している。 ⇒ 被保険者の減少が大きな要因
- 支援金分の均等割及び介護分の所得・均等割がかなり高い率である。 ⇒ 後期高齢者医療保険支援金及び介護納付金が年々増加しているため。

年齢区分	人数	割合	年齢区分	人数	割合	年齢区分	人数	割合
0～9歳	647人	5.0%	30～39歳	1,082人	8.4%	60～64歳	1,146人	8.9%
10～19歳	714人	5.5%	40～49歳	1,558人	12.1%	65～69歳	2,096人	16.2%
20～29歳	883人	6.8%	50～59歳	1,545人	12.0%	70～74歳	3,245人	25.1%
			全 体	12,916人				

○ 介護 2 号対象者割合 : 32.9%

○ 65 歳以上高齢者割合 : 41.4%

○ 18 歳以下対象者割合 : 9.9%

3. 令和 3 年度国民健康保険税予定税率について

		国民健康保険税率【令和 3 年度予定税率】							
		医療分	順位	支援金分	順位	介護分	順位	合計	順位
1	所得割	5.81% (+0.00%)	26位	2.09% (+0.36%)	22位	2.00% (+0.44%)	7位	9.90% (+0.80%)	15位
	資産割	6.75% (▲6.75%)	9位	2.50% (▲2.49%)	7位	1.32% (▲1.32%)	8位	10.57% (▲1.056%)	8位
	均等割	22,700円 (+1,100円)	42位	8,900円 (+1,000円)	15位	10,500円 (+2,000円)	11位	42,100円 (+4,100円)	20位
	平等割	18,600円 (±0.00円)	42位	6,700円 (+200円)	25位	5,900円 (+500円)	23位	31,200円 (+700円)	37位
		国民健康保険税率【令和 2 年度】							
		医療分	順位	支援金分	順位	介護分	順位	合計	順位
2	所得割	5.81% (+0.17%)	26位	1.73% (+0.21%)	44位	1.56% (+0.18%)	32位	9.10% (+0.56%)	34位
	資産割	13.50% (▲4.50%)	5位	4.99% (▲1.67%)	1位	2.64% (▲0.88%)	4位	21.13% (▲7.05%)	4位
	均等割	21,600円 (+1,500円)	45位	7,900円 (+600円)	30位	8,500円 (+800円)	37位	38,000円 (+2,900円)	41位
	平等割	18,600円 (▲100円)	42位	6,500円 (+100円)	30位	5,400円 (+100円)	31位	30,500円 (+100円)	40位

※ 税率下部の ( ) は、前年税率との差を表示しております。

※ [所得割][均等割][平等割]は54市町村のうち、[資産割]は11市町村のうちの順位となります。

4. 令和 3 年度からの国民健康保険税軽減判定について

【今回の軽減判定変更点】

- ① 軽減基準額 (基礎控除額) が 33 万円から 43 万円に変更
- ② 同じ世帯に給与所得者が 2 名以上いる場合は、2 人目から 1 名につき 10 万円を加え、判定する。

≪ 軽減判定基準内容 ≫

【7 割軽減】

【5 割軽減】	(世帯員 1 名)	給与所得者 1 名	430,000円 以上	430,000円 未満
	(世帯員 2 名)	給与所得者 1 名	430,000円 以上	715,000円 未満
		給与所得者 2 名	430,000円 以上	1,100,000円 未満
	(世帯員 3 名)	給与所得者 1 名	430,000円 以上	715,000円 未満
		給与所得者 2 名	430,000円 以上	1,100,000円 未満
		給与所得者 3 名	430,000円 以上	1,485,000円 未満

【2 割軽減】

	(世帯員 1 名)	給与所得者 1 名	715,000円 以上	950,000円 未満
	(世帯員 2 名)	給与所得者 1 名	715,000円 以上	950,000円 未満
		給与所得者 2 名	1,100,000円 以上	1,570,000円 未満
	(世帯員 3 名)	給与所得者 1 名	715,000円 以上	950,000円 未満
		給与所得者 2 名	1,100,000円 以上	1,570,000円 未満
		給与所得者 3 名	1,570,000円 以上	2,190,000円 未満